

別紙 8（水産物供給基盤整備事業に係る運用）

第 1 実施要綱第 2 の 1 の（2）の①のウの（ア）に掲げる水産物供給基盤整備事業（以下この別紙においては「本事業」という。）の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 事業内容

1 事業の区分と内容

事業の区分及び内容は、次のとおりとする。なお、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）第 1 条の 2 に規定する要件に該当するものを除く。

（1）地域水産物供給基盤整備事業

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 4 条に定める漁港漁場整備事業のうち、地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産機能の強化を図るため、第 1 種漁港又は第 2 種漁港（ただし、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について（平成 13 年 3 月 30 日 12 水港第 4541 号）第 2 の 2 に基づいて都道府県知事が作成する圏域総合水産基盤整備事業計画において位置付けられる流通拠点漁港及び生産拠点漁港を除く。以下同じ。）の整備を行う事業並びに漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 60 条に規定する共同漁業権（以下この別紙においては「共同漁業権」という。）の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の施設（水産動植物の増殖又は養殖を推進するために設置又は造成する魚礁及び増養殖場をいう。以下同じ。）の整備を行う事業とする。

漁港の整備を行う事業は、漁港の基本施設等（漁港及び漁場の整備等に関する法律第 3 条に規定する漁港施設のうち基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。））の整備を行う事業に限るものとする。

（2）水域環境保全創造事業

効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善又は、漁場と接続する水域等における漁場への悪影響の未然防止を行う事業並びに漁港区域内における環境保全のため、水質底質改善施設及び廃油処理施設の整備、清掃船（附属機械を含む。）の建造、購入又は補修並びに廃船の処理を行う事業

（3）漁港関連道整備事業

漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るために重要な道路の新設又は改良を行う事業とする。

（ア）主要漁港関連道

第二種漁港、第三種漁港、第四種漁港又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に定める特定漁港漁場整備事業若しくは特定漁港漁場整備事業以外の水産生産基盤整備事業若しくは水産流通基盤整備事業に採択された第一種漁港（以下この別紙においては「主要漁港」という。）と主要道路、他の関連主要漁港又

は主要漁港と密接な関連を有する漁場とを結ぶための道

(イ) 附帯関連道

主要漁港関連道に関する事業と併せて改良する必要がある道

(ウ) 一般漁港関連道

主要漁港以外の漁港（以下この別紙においては「一般漁港」という。）と主要道路、他の関連漁港又は一般漁港と密接な関連を有する漁場とを結ぶための道

2 事業メニュー

- (1) 実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ア)に掲げる水産物供給基盤整備の事業内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。ただし、次の表の区分1の(1)、(2)、(3)、(4)（道路及び橋に限る。）、(5)（護岸及び人工地盤に限る。）、(7)（消波施設等及び中間育成施設に限る。）及び(8)（消波施設等及び区画施設に限る。）の補修を除く。

区 分	工 種	内 容
1 地 域 水 産 物 供 給 基 盤 整 備	(1) 外郭施設整備	(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のイに掲げる防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ) 外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属施設として係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標又は防風設備等、また自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業実施要領（平成6年6月23日付け6水港第1775号農林事務次官依命通知）第2の2の規定を満たす場合に限り砂輸送施設を設置することができる。また、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港1070号）に基づく事業で、災害に強い漁業地域づくり事業の事業基本計画を策定した地区に限り、当該施設の附帯事業として、漂流防止施設を設置することができる（以下(2)の(イ)、(3)の(イ)、(4)の(エ)及び(5)の(カ)において同じ。）。
	(2) 水域施設整備	(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号の

	ハに掲げる航路、泊地及び漁具管理水域並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ) 水域施設には、当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、付属施設として床止め、潜堤、サンドポケット又は浮標灯を設置することができる。
(3) 係留施設整備	(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のロに掲げる岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及び船揚場並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ) 岸壁、物揚場、栈橋及び浮栈橋には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、防雪設備、防暑設備、電力供給設備、階段、はしご、防護柵、排水溝に附属する沈砂池又はスクリーン等を設置することができる。
(4) 輸送施設整備	(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のイに掲げる鉄道、道路、駐車場、橋及び運河並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ) 道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。 (ウ) 道路には安全かつ円滑な交通を確保するため道路の附帯施設として自動車駐車場を設置することができる。 (エ) 道路、駐車場及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。また、利用上必要と認められる場合に限り、電力供給設備を設置することができる。 (オ) 漁獲物の水揚げから荷さばき所での選別・氷詰め・せり・出荷といった工程を総合的に衛生管理していく必要から荷さばき施設に隣接する範囲に限り、防暑設備を設置することができる。

(5) 漁港施設用地整備	(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地及び敷地に附属する施設で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のヘに掲げる「水産種苗生産施設」及び同号トに掲げる「蓄養施設」を漁港施設用地に代えて水面に設置する必要がある場合には、水面を確保するための設備を設置することができる。 (ウ) 漁港施設用地（前号の水面を含む。以下本項において同じ。）の補助の範囲は、漁港施設用地等利用計画の策定について（平成2年3月15日付け2水港第40号水産庁長官通知）第3の規定により協議の整った漁港施設用地等利用計画に基づく公共施設用地とする。 (エ) 漁港施設用地の附属設備は排水設備、境界標識及び法面保護のための設備、浸水対策としての胸壁等とし、用地の保全上又は管理上必要な設備を設置することができる。また、利用上必要と認められる場合に限り、防風設備及び電力供給設備を設置することができる。 (オ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のニに掲げる漁船漁具保全施設及び同号に掲げる増殖及び養殖用施設の漁港施設用地については、漁具並びに増殖及び養殖用資材の運搬のための昇降用斜路及びこれに附属する設備を設置することができる。 (カ) 漁港施設用地について、砂塵による隣接地区への悪影響等特別の事由がある場合においては、覆土、碎石敷設、植栽、乳剤散布又は簡易舗装により用地の表面処理を行うことができる。 (キ) 用地の地盤改良については、原則として交付金の交付対象外とする。なお、防災上必要と認められる場合に限り、用地のかさ上げを行うことができる。 (ク) 人工地盤による漁港施設用地の造成については、以下の場合を交付金の交付対象とする。 - a 背後地に利用できる用地が少ないなど用地の利用目的を達成する箇所に用地の確保が困難な場合 - b 津波・高潮等が発生し迅速に避難できる避難用地として災害時の防災機能の確保を図る場合
(6) 魚礁整備	(ア) 主として魚類の蟄集、発生及び成育が効率的に行わ

	れ生産性が高い魚礁漁場を造成するために行う耐久性構造物（コンクリートブロック等）の設置により整備される漁場の施設とし、共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域に設置するものであって5千空m3以上のものを交付金の交付対象とする。 （イ）浮魚礁システム（浮魚礁、位置センター、漁場環境調査システム及び送受信装置）及びこれに関連する施設の設置により整備される漁場の施設とし、計画事業規模が5千万円以上（事業主体が市町村、漁業協同組合等の場合は1千万円以上）のものを補助対象とする。
(7) 増殖場整備	海域及びこれに接続する陸地において有用水産生物の発生及び成育に適した環境を整備するために行う着定基質の設置（投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟（干潟及び区画施設）の造成）、消波施設等（消波堤、潜堤、離岸堤及び防水堤）の設置、海水交流施設（導流堤、水路等）の設置、中間育成施設の設置及び用地（中間育成施設設置用、作業路等）の造成並びにこれらに関連する施設（ポンプ小屋等簡易な付随施設）の設置により整備される漁場の施設とし、計画事業規模が5千万円以上（市町村に係るものは3千万円以上）のものを交付金の交付対象とする。ただし、漁港に近接した施設を整備するものについては、計画事業規模3億円を超えるものを交付金の交付対象とする。
(8) 養殖場整備	海域及びこれに接続する陸地のうち、未利用の状態にある養殖適地に生産性の高い養殖漁場を造成するために行う消波施設等（消波堤、潜堤、浮消波堤及び防水堤）の設置、区画施設の設置、海水交流施設（導流堤、水門、水路、導水トンネル等）の設置、底質改善（しゅんせつ、客土、耕うん等）、作れい及び用地（養殖施設用）の造成並びにこれらに関連する施設の設置により整備される漁場の施設とし、計画事業規模が1億円以上（富裕団体（財政力指数が当該年度前3か年の平均が1.0以上の地方公共団体をいう。以下同じ。）に係るものは1億5千万円以上）のものを交付金の交付対象とする。ただし、漁港に近接した施設を整備するものについては、計画事業規模3億円を超えるものを交付金の交付対象とする。

	(9) 市町村等事業推進	市町村又は水産業協同組合が行う地域水産物供給基盤整備事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。
2 水 域 環 境 保 全 創 造	(1) 水域環境保全	(ア) 効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、又は漁場と接続する水域等において漁場への悪影響を未然に防止するために行うたい積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善（しゅんせつ、耕うん、客土、覆土等）、作れい、海水交流施設（水路等）の設置、着定基質の設置（投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟の造成（干潟及び区画施設））及びこれらに関連する事業（しゅんせつ残土処理のための埋立等）とする。 (イ) しゅんせつについては、以下の要件を満たす場合に限り、養殖場の汚泥を対象とすることができる。 - a 当該水域に流入する河川等からの負荷が認められること。 - b 持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に基づく漁場改善計画が認定され、当該計画に基づいた取組を確実に実施していること。 - c たい積物の影響により、当該養殖場以外の漁場にも赤潮等の悪影響が出ていること。 (ウ) 漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のために実施する次に掲げるもの ア 水質底質改善施設整備 - a 汚泥等による水質汚濁や悪臭が漁業活動上悪影響をもたらしている漁港の漁港区域内水域における汚泥、ヘドロのしゅんせつ、運搬及び処理 - b 水質及び底質の改善を図る必要が認められる漁港において、覆砂及び藻場、干潟等の整備を行うために必要な土砂等の運搬及び整地等並びに突堤、離岸堤等の設置 - c 水質及び底質の改善を図る必要が認められる漁港において、自然の浄化能力を活用して水域環境を改善するために必要な循環ポンプ、清浄海水導入装置、ろ過・排水装置等の水質浄化施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものの設置。なお、風力、太陽光等の自然エネルギーを活用した発電設備を一体的に整備することが

		できる。 イ 廃油処理施設整備 漁港及び漁場の整備等に関する法律第 3 条第 2 号のヲに掲げる廃油処理施設であって「廃油処理施設整備事業実施要領」（昭和 52 年 6 月 20 日付け 52 水港第 612 号農林事務次官依命通知）第 2 に掲げる集油設備、処理設備及び附帯設備とする。 ウ 清掃船建造 漁港の泊地等における浮遊物、ゴミ等を集積し廃棄するために必要な清掃船の建造、購入又は補修の事業とする。 エ 廃船処理 漁港区域内における廃船処理事業の取扱いについて（昭和 51 年 9 月 29 日付け 51 水港第 4117 号水産庁長官通知）に基づく廃船処理事業とする。 また、所有者等に代わり漁港管理者がやむを得ず放置座礁船を処理する場合においても、これを適用する。
	(2) 市町村等事業推進	市町村又は水産業協同組合が行う水域環境保全創造事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。
3	(1) 漁港関連道	ア 第 2 の 1 (3) の (ア) に掲げる「主要漁港と主要漁港と密接な関連を有する漁場とを結ぶための道」は、当該漁港と当該漁場間の漁獲物又は漁業用資材等の運搬の用に供することを目的として設置するものに限るものとする。 イ 第 2 の 1 (3) の (ウ) に掲げる「一般漁港と一般漁港と密接な関連を有する漁場とを結ぶ道」は、当該漁港と当該漁場間の漁獲物又は漁業用資材等の運搬の用に供することを目的として設置するものに限るものとする。 ウ 主要漁港関連道及び一般漁港関連道として整備される道路は、漁業上必要な自動車の交通が可能な一車線又は二車線となるものであること。なお、ここでいう漁業上必要な自動車とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に定める自動車で漁業上必要な交通に供せられるものとする。
漁港関連道整備		

		エ 改良とは、現に交通の用に供されている道路の機能を増大させるための行為とし、次に掲げる維持管理相当の行為は含まないものとする。 a 散水、除草、除雪、砂利の補充等反復して行われる軽度の道路の保全行為 b 損傷された既存の道路の構造を保持回復する行為 オ 漁港関連道の全部又は大部分が当該漁港の区域外になるもの（当該事業の効果を確保するため当該漁港の区域外から区域内の一部にわたるもので漁港整備事業として行われるもの以外のものを含む。）であること。ただし、主要道路が当該漁港の区域内にあるか又は区域に接している場合にあっては、当該漁港の区域内で行われているものを含む。 カ 新設の場合にあっては、これに代わる漁業上必要な自動車の利用しうる道路がないか又は既存の道路では漁獲物の輸送上支障があり、かつ、地形の状況等により既存の道路を改良することが困難であること。 キ 改良の場合にあっては、既存の道路では漁業上必要な自動車の交通ができないか、又は漁獲物等の輸送上著しく支障があること。 ク 道路の有効幅員が3メートル以上のものであること。 ケ この事業の実施に際しては、道路法第24条による承認を受けるほか、道路整備5箇年計画との調整等道路に関する施策との調整をはかるとともに、構造等につき当該道路の道路管理者との協議を行う等道路担当部局とも緊密な連絡をとるものとする。 コ 漁港関連道の構造は、道路構造令（昭和33年政令第244号）第2章に定める基準に準拠するものとする。
	(2) 市町村等事業推進	市町村が行う漁港関連道整備事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。

(2) 共通事項

- (ア) 補償は、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）及び公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）に基づくものとする。ただし漁業補償については補助対象外とする。
- (イ) 工事の施行に伴う騒音、地盤の沈下等近隣の住民に与える影響については、事前に十分な検討を加え対策を講じていたにもかかわらず、予測できなかった不可

抗力により損失を与えた場合で補助事業者等及び工事請負人がそれぞれ善良な管理者としての注意義務を果たしていたと認められる場合に限り補償費を計上することができる。

- (ウ) 漁港施設を周辺の環境と調和させる必要がある場合は、景観、生物の生態系等に配慮した構造とすることができる。
- (エ) 外郭施設の護岸等、係留施設の岸壁等、漁港施設用地、輸送施設の道路等、漁港関連道又は公有地造成護岸等整備施設の護岸等に、当該施設の機能上必要な排水設備が設置されている場合において、排水を浄化して放水するための簡易な沈澱槽、スクリーン等は、排水中にゴミ等の固型物の混入することがあらかじめ予想される場合で、かつ当該施設と一体として築造されるものに限るものとする。
- (オ) 係留施設、輸送施設、漁港浄化施設の機能向上を図るための風力、太陽光等の自然エネルギーを活用した発電設備を当該施設と一体的に整備することができる。
- (カ) 漁港施設及び漁場の施設の整備に当たっては、漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の2に基づく漁港漁場整備基本方針を遵守するものとする。
- (キ) 漁港機能の維持・保全上特に必要と認められる場合に限り、外郭施設、係留施設、輸送施設、漁港施設用地に附属する保安設備を設置することができる。
- (ク) 1の(1)の事業において、2の(1)の区分1の(1)、(2)、(3)、(4)(道路及び橋に限る。)、及び(5)(護岸及び人工地盤に限る)の施設を整備する場合は、機能保全計画を策定するものとする。なお、機能保全計画の様式は、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について(平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通知)別紙様式第14号によるものとする。
- (ケ) 本事業により漁港施設等の整備を実施するに当たっては、コスト縮減に資するPFI(民間資金等活用事業)等の適用を検討するものとする。
- (コ) 整備に当たっては、水産資源管理の取組との連携や維持管理における環境負荷の削減(再生可能エネルギーの導入)などを通じて持続可能な水産物の生産体制の構築を図ることとし、その具体的内容について、第3の1の事業計画書に盛り込むものとする。
- (サ) 着底基質の設置に当たっては、効果発現に向けたソフト対策と連携するものに限る。

3 事業主体

第2の1の(1)及び(2)の事業の事業主体は、都道府県又は市町村とする。ただし、1の(1)の事業のうち、共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における魚礁の設置並びに1の(2)に掲げる事業については、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会(以下この別紙においては「漁業協同組合等」という。)が事業主体となることができる。

第2の1の(3)の事業主体は、漁港管理者である都道府県又は市町村とする。ただし、次の各号の場合であって特に必要があるときは、当該各号に掲げる地方公共団体が行うことができるものとする。

(ア) 市町村が漁港管理者である漁港について、その漁港関連道が都道府県道である場合当該都道府県

(イ) 都道府県が漁港管理者である漁港について、その漁港関連道が市町村道である場合当該市町村

なお、市町村が漁港管理者である漁港について都道府県がその漁港につき整備事業を実施している場合には、上記の原則にかかわらず当該都道府県が行うことができるものとする。

4 対象地区

(1) 地域水産物供給基盤整備事業の対象地区

計画事業費が一事業につき 3 億円(漁港施設の整備が含まれる場合は 5 億円)を超えるものであって、次に掲げる区分により、それぞれの要件を満たしたものとする。

(ア) 漁港施設と漁場の施設を一体的に整備する場合又は漁港施設を単独で整備する場合においては、次の要件を満たすもの

ア 第 1 種漁港又は第 2 種漁港であって、1 漁港あたりの漁港施設に係る計画事業費が 5 億円を超えるもの。

イ 次のいずれかの要件を満たすもの

a 1 漁港あたりの利用漁船の実隻数による総数が 50 隻程度以上若しくは登録漁船隻数が 50 隻程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの

b 1 漁港あたりの陸揚金額が 1 億円程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの

c 水産業の振興を図る上で、水産基盤の整備を行うことが特に必要と認められるもの

ウ 2 の(1)の区分 1 の(1)、(2)、(3)、(4)(道路及び橋に限る。)、及び(5)(護岸及び人工地盤に限る。)の施設を整備するに当たっては、機能保全計画が策定され、かつ、当該計画に基づき適切に日常管理が実施されていること

(イ) 漁場の施設を整備する場合においては、共同漁業権の設定されている区域内の原則として同一市町村内の漁港等の登録漁船隻数の総数が 100 隻程度以上のもの

(2) 水域環境保全創造事業の対象地区

以下の全ての要件を満たす地区とする。

ア 計画事業費が一事業につき 5 千万円以上(市町村、漁業協同組合等が行う事業は、1 千万円以上)のもの。ただし、2 の区分 2 の(1)の(ウ)については、計画事業費 3 億円を超えるもの。

イ 2 の区分 2 の(ウ)のアについては、全体計画面積が 2,500m² 以上(第一種漁港及び第二種漁港については 1,200m² 以上)のもの。

ウ 放置座礁船の処理を行うにあたっては、船舶所有者等に代わり、都道

府県または市町村がやむを得ず放置座礁船を処理する場合に必要な経費とし、全体事業規模が5千万円以上の場合に限る。なお、都道府県または市町村は、船舶所有者等より、当該処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに水産庁長官に報告するとともに、船舶所有者等から納付を受けた額に交付率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。

(3) 漁港関連道整備事業の対象地区

- (ア) 主要漁港関連道の新設、改良に要する計画事業費については、1億円以上6億円未満のものであること。ただし、特別の事情があるときは、6億円以上のものも認めることとする。
- (イ) 附帯関連道の改良に要する事業費は主要漁港関連道に関する事業費の2分の1以内であって、5千万円以上のものとする。
- (ウ) 一般漁港関連道の新設、改良に要する計画事業費については、5千万円以上6億円未満のものとする。ただし、特別の事情があるときは、12億円未満のものも認めることとする。

第3 事業の実施

実施要綱第7の2に規定する実施要件確認のために必要な資料については、以下のとおりとする。

1 事業計画書の作成及び提出

(1) 事業計画書の作成及び提出

実施要綱第3に規定する農山漁村地域整備計画に基づき本事業を実施する場合は、第2の1の(1)、(2)及び(3)ごとに、以下のとおり、事業計画書を作成し、都道府県知事は水産庁長官に提出(別記参考様式別紙8第1号)するものとする。

- (ア) 第2の1の(1)、(2)及び(3)の事業を実施しようとする場合には、次の区分により、当該事業に係る事業計画書を作成するものとする。
 - ア 事業主体が都道府県及び市町村又は水産業協同組合の場合
都道府県知事は、事業主体たる市町村長又は水産業協同組合の長の意見を聴取し事業計画書を作成するものとする。
 - イ 事業主体が都道府県のみの場合
都道府県知事が事業計画書を作成するものとする。
 - ウ 事業主体が市町村又は水産業協同組合のみの場合市町村長又は水産業協同組合の長は、関係都道府県知事と調整し、事業計画書を作成して都道府県知事に提出するものとする。

- (イ) (ア)の規定により作成する事業計画書について、漁港施設の整備に係る事業主体と漁港管理者が異なる場合にあっては、漁港施設の整備に係る事業主体は、あらかじめ漁港管理者に協議するものとする。

(ウ) 都道府県知事又は市町村長は、第2の1の(3)の事業について、この事業を現に地方道であるものにつき行う場合は、あらかじめ道路法による所要の調整をするものとする。この場合には、その対象は、現在未整備であって、当分の間、この事業によるほか整備される見込みのない市町村道を重点的に考慮するものとする。なお、ここでいう「現に地方道であるもの」には、次に掲げる道は含まないものとする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第56条の規定に基づき国土交通大臣が指定した道路
- (2) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第32条の規定に基づき国土交通大臣が指定した道路
- (3) 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和39年法律第115号)第3条第1項の規定に基づき国土交通大臣が指定した道路
- (4) 都道府県道
- (5) 国道、都道府県道と一体となって当該地域内の幹線的機能を有する市町村道であって道路管理者が整備する計画を有する道路
- (6) 離島振興法(昭和28年7月22日法律第72号)及び山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)に基づき道路管理者が整備しようとする道路
- (7) 都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)第7条第2項の市街化区域になると見込まれる地域内の道路
- (8) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第16条第1項の規定に基づき国土交通大臣が指定した道路又は農道若しくは林道で同項の規定に基づき農林水産大臣が指定した道路

(2) 事業計画書の内容

(ア) 事業計画書は、第2の1の(1)及び(2)については、次に掲げる事項について定めるものとする。(別記参考様式別紙8第2号の1)

- ア 地区名
- イ 位置図等
- ウ 地区の概要
- エ 計画の基本方針
- オ 計画内容
- カ その他事業の実施に当たって参考となる事項

(イ) 事業計画書は、第2の1の(3)については、次に掲げる事項について定めるものとする。(別記参考様式別紙8第2号の2)

- ア 計画策定漁港の所在地等
- イ 漁港の現況(漁業、漁港整備等)
- ウ 漁港関連道として実施する理由及び必要性
- エ 計画の内容
- オ 交通の現況

- カ 関係省庁との協議内容
- オ その他特記事項
- カ 添付図面等

2 年度別事業計画書

(1) 年度別事業計画書の作成及び提出

1の(1)の(ア)の規定に準じて、事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成すること。また、水産庁長官は必要に応じて都道府県知事に報告(別記参考様式別紙8第3号)を求めるものとする。

(2) 年度別事業計画書(別記参考様式別紙8第4号)の内容

年度別事業計画書は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 計画内容
- (イ) 計画内容を示す図面及び写真
- (ウ) その他事業の実施に当たって参考となる事項

3 事業計画書の変更

(1) 第3の1の事業計画書の変更で提出を必要とするものは、次に掲げる場合とする。

- (ア) 工種の新設又は廃止
- (イ) 総事業費の変更であって20%以上の増減(公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の効果が得られるものによる場合を除く)
- (ウ) その他主要な工種の著しい変更

(2) 変更の手続き

事業計画書を変更しようとする場合には、1及び2の手続に準じて行うものとする。

第4 助成

国は、第3の2の年度別事業計画書の事業に要する経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内で助成するものとする。ただし、市町村等事業推進に要する経費にあつては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領(平成13年4月13日付け12水港第4525号水産庁長官通知)の第2の3の(2)の内容うち事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他経常的な経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第2の3の(3)に準じて算定した額を上限とする。

第5 施設の管理、運営

事業主体は、関係法令の定めるところに従い、当該施設が十分にその機能を発揮するよう適正な管理、運営に努めるものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、水産庁長官が別に定めるものとする。

第7 経過措置

- 1 水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成24年度までに採択された地区であって、平成25年度以降、本交付金に移行して事業を実施する地区については、現事業の事業基本計画をもって、第3の1に規定する事業計画書と見なす。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成22年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別表1の1の(3)のアに基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものと見なす。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）別紙29の第2の規定に基づいて、平成24年度以降における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 4 この通知の施行前に旧通知の規定に基づき提出された事業基本計画に基づき実施される事業で、平成25年度以前の年度の歳出予算にかかる国の補助で平成26年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

[別記参考様式別紙8第1号：提出様式]

番 号
年月日

水産庁長官 殿

都道府県知事

事業計画書の提出

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8水産物供給基盤整備事業に係る運用の第3の1の(1)の規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

1. 農山漁村地域整備計画地区名： ○○地区
2. 交付対象事業名
 - ・ △△事業
 - ・ ××事業
 - ・ ◇◇事業

※別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8水産物供給基盤整備事業に係る運用第2の1の(2)に基づき作成する事業計画書（別記参考様式別紙8第2号）

〔別記参考様式別紙8第2号の1：事業計画書〕

地域水産物供給基盤整備事業・水域環境保全創造事業

1 地区名

2 位置図等

都道府県名		所管名		関係市町村名	
地域指定					
整備対象漁港名			整備対象漁場名 (関係漁港名等)		
位 置 図					

3 地区の概要

漁港						
〇〇漁港	属地陸揚量	トン	属人漁獲量	トン	属地陸揚金額	百万円
	登録漁船数	隻	利用漁船数	隻	利用遊漁船等	隻
	主な漁業種類		主な魚種			
漁場						
受益戸数（受益者数）			登録漁船隻数			
戸			〇〇漁港（港） 隻 総数			
（ 人）			××漁港（港） 隻 隻			

4 計画の基本方針

農山漁村地域整備計画の目標との整合性	
整備に関する事項	

--

5 計画内容

(計画期間及び計画事業費)

	計画期間	計画事業費	備考
全 体		百万円	
うち〇〇漁場		百万円	
うち〇〇漁場		百万円	

備考

増殖場の整備、養殖場の整備、放置座礁船の処理を行う場合は、その計画事業費を備考欄に記入する。

(漁港施設)

都道府県名	漁港名	漁港番号	種別	所管	事業主体名	漁港管理者	漁港所在地
計画施設	計画工事種目			単位	計画数量	備考	
外郭施設							
水域施設							
係留施設							
輸送施設							
漁港施設用地							
その他							

(漁場施設等)

都道府県名	漁場名	所管	事業主体名	関係市町村名	対象生物

計画施設	計画工事種目	単位	計画数量 (魚礁にあつては 空m3を併記)	漁場開発面積	備考
			(空m3)	ha	

6 計画平面図

7 写真

[記載要領]

1 地区名

複数の漁場及び漁港を示す名称とする。

2 位置図等

1) 「整備対象漁港名」及び「整備対象漁場名」

整備対象漁港及び整備対象漁場が複数ある場合には、複数の名称を記入する。漁場のみを整備する地域水産物供給基盤整備事業にあつては、整備対象漁場と密接に関連する原則として同一市町村内の漁港及び港湾名をすべて「整備対象漁場名」の欄に下段括弧書で記入する。

2) 「位置図」

整備対象漁港及び整備対象漁場全体の位置関係が分かる図。その他関係する周辺の整備対象漁港以外の漁港及び漁場についても、可能な限り位置図の中に記入することが望ましい。

3 地区の概要

1) 「漁港」

整備対象漁港の漁港名及び港勢（基準年となるデータ）を記入する。また、当該地区で複数漁港の整備を行う地区については、適宜欄を追加し、漁港毎に港勢を記入する。

2) 「漁場」

地域水産物供給基盤整備事業にあつては、「整備対象漁場名」の欄に下段括弧書で記入した漁港及び港湾の登録漁船隻数を記入する。なお、複数の漁場の整備を行う場合であってもまとめて記入する。

4 計画の基本方針

1) 「農山漁村地域整備計画の目標との整合性」

農山漁村地域整備計画の「計画の目標」と本事業計画との整合性について具体的かつ簡潔に記述する。

2) 「整備に関する事項」

次に掲げた項目について具体的かつ簡潔に記述する。

- ① 現在の問題点・課題
- ② 整備方針
- ③ 財産処分計画
- ④ 環境との調和に関する事項
- ⑤ 他事業との連携・関係に関する事項

5 計画内容

複数の漁港及び漁場の整備を行う地区については、適宜表を追加し、各漁港及び各漁場毎に記入する。また、漁港又は漁場の整備のみの場合は、整備のない表を削除する。

1) 「漁場施設等」

- ① 「計画施設」の欄には、「魚礁」、「増殖場」、「養殖場」又は「保全事業」を記入する。
- ② 「食害生物の駆除・廃棄処分・有効活用」、「食害防止に必要な構造物の設置」、「海藻類等の播種・移植」又は「モニタリングの実施」等の対策を行う場合には、その内容を備考欄に記入する。

6 計画平面図

漁港施設及び漁場施設等の計画内容が表示されている図面とする。漁場施設等については、計画造成範囲（当該事業を実施する予定の範囲をいう。）を記入する。

7 写真

各写真について、撮影時期、説明等を記述すること。

- ① 地区（漁港等）の全体写真
- ② 越波状況、港内混雑状況等当該地区の整備の必要性等を示す写真

[別記様式第2号の2]

漁港関連道整備事業基本計画書

1 計画策定漁港の所在地等

(1) 漁港名及び種別

(2) 所在位置

(3) 位置図

(4) 漁港事業及び関連道種別

2 漁港の現況（漁業、漁港整備等）

3 漁港関連道として実施する理由及び必要性

4 計画の内容

(1) 工種種目、事業費等

工種種目	数量（延長）	事業費	備 考

(2) 事業計画内容

(3) 実施予定年度及び完了予定年度

5 交通の現況

6 関係省庁との協議内容

7 その他特記事項

8 添付図面等

[記載要領]

1 計画策定漁港の所在地

- (1) 漁港名及び種別
- (2) 所在地
- (3) 位置図
- (4) 漁港事業及び関連道種別

2 漁港の現況

当該漁港における漁業の現状（漁業生産量の推移、漁船の動向等）、漁港整備の経緯、漁港利用の現状、今後の課題等について記述する。

3 漁港関連道として実施する理由及び必要性

当該漁港において漁港関連道整備事業を実施する目的、効果等について具体的に記述する。

4 計画の内容

- (1) 当該漁港における漁港関連道整備事業を実施する工種種目、数量、事業費、実施予定年度及び完了予定年度を記述する。
- (2) 事業計画の具体的な内容について簡潔に記述する。

5 交通の現況

既存道路の現状と問題点、水産物等の運搬状況、交通量等について記述する。

6 関係省庁との協議内容

都道府県道路担当課及び国土交通省地方道・環境課との協議内容について記述する。（都道府県道路担当課の承諾書を添付のこと。）

7 その他特記事項

事業計画策定又は事業実施上特に必要な事項について記述する。

8 添付図面等

整備計画図、現況図、写真等

[別記参考様式別紙8第3号：提出様式]

番 号
年月日

水産庁長官 殿

都道府県知事

年度別事業計画書の提出

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8水産物供給基盤整備事業に係る運用の第3の2の(1)規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

1. 農山漁村地域整備計画地区名： ○○地区
2. 交付対象事業名
 - ・ △△事業
 - ・ ××事業
 - ・ ◇◇事業

※別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8水産物供給基盤整備事業に係る運用第3の2の(2)に基づき作成する年度別事業計画書(別記参考様式別紙8第4号)

